

三重県集客施設時短要請協力金（R3 6/1～6/20）

【テナント事業者及び映画配給会社用】

<申請受付要項>

【受付期間】

令和3年6月21日（月）から同年7月30日（金）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ受付 令和3年7月30日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※宛先については、事務局が用意する宛名用紙（P15 参考3）を切り取って活用いただけます。手書きで記入される場合は、必ず封筒に「第2期分（6/1～6/20）申請書在中」と記載してください。

2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

①三重県庁のホームページからダウンロード

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00011.htm



②郵送にて請求（上記宛先へ請求、令和3年7月19日（月）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県集客施設時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-3184

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月13日（金）17時まで

※必ずお読みください※

- 1 対象大規模施設に対する今回の営業時間短縮要請は、三重県まん延防止等重点措置の重点措置区域内が対象となりますが、四日市市（6/1～6/20）とその他の区域（6/1～6/13）では要請期間が異なりますのでご注意ください。なお、本期間の協力金に関する申請は1事業者につき、1回限りとなります。
- 2 営業時間短縮要請期間において、以下の協力金や支援金と重複して申請することはできません。
三重県飲食店時短要請協力金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、三重県観光事業者支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」
- 3 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 4 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象事業者の時短営業の取組に係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 5 必要書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 6 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、店舗名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 7 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

I 協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が再拡大する中、三重県は、「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」(令和3年5月7日発表(6月11日一部変更)、以下「まん延防止等重点措置」という。)において、重点措置区域内の集客を目的とする大規模施設(以下「対象大規模施設」という。)への夜間営業時間の短縮(以下「時短営業」という。)を要請いたしました。

この要請に応じて、対象大規模施設が全面的に協力した結果、時短営業となった当該対象大規模施設内の対象事業者の皆様に対して、三重県が「三重県集客施設時短要請協力金」(以下「協力金」という。)を支給します。

■対象区域

三重県まん延防止等重点措置の重点措置区域内

【桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市】

■要請期間(支給対象期間)

令和3年6月1日(火)から同年6月20日(日)(四日市市以外の11市町は6月13日(日))まで

※四日市市と四日市市以外の11市町では要請期間が異なるため、支給金額は実施期間に応じて算定します。

四日市市：令和3年6月1日(火)から同年6月20日(日)まで

四日市市以外の11市町：令和3年6月1日(火)から同年6月13日(日)まで

※要請期間中に新規開店した場合は、新規開店日からの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

■対象大規模施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1000㎡を超える施設として、時短営業の要請を行うものとされた施設かつ時短営業の要請に全面的に応じた施設(その施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから当該部分のみ休業していない場合を含む。)

【参考2】協力を要請する施設(1000㎡を超える施設)を参照してください。……P. 14

■対象事業者

対象区域内で、通常時に20時(映画館は21時)を越えて営業を行っておりかつ、対象大規模施設が時短営業に全面的に協力いただいた結果、時短営業となった、以下のテナント事業者または映画配給会社

・テナント事業者(対象大規模施設の、要請に基づく時短営業の要請期間中に、契約に基づき、

当該対象大規模施設の区画を賃借し、分譲を受けて、自己の名義等を出店し、当該対象大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該対象大規模施設運営者に対して一定の自律性をもって店舗を運営する事業者)

- 映画配給会社（対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室に映画を配給する事業者（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。））

■時短営業

対象大規模施設が要請に協力した結果、20時までの営業時間の短縮（20時より翌日5時までの営業の休止）となること。

※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可。

※映画館と対象大規模施設が不特定多数に向けて集客する単発のイベント（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）時は、21時までの営業時間の短縮要請となります。（P. 14【参考2】「協力を要請する施設（1000㎡を超える施設）」を参照）

■支給額

対象事業者に対しては、以下の方法により支給額を決定します。

- 1 一店舗あたり100㎡（1単位）毎に2万円×時短率（※1）×時短日数（※2）
（100㎡を1単位とし、単位未満切り捨てとする。ただし店舗が100㎡未満の場合は100㎡とする。）
- 2 時短営業要請の対象となるスクリーン数（映画配給会社が対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーン数）×2万円×（時短営業の要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数（※3）÷時短営業の期間中に本来上映する予定であった映画の回数（※4））×時短日数

（※1）時短率

時短営業の要請に応じて短縮された営業時間÷要請期間中の本来の営業時間
要請期間中の本来の営業時間とは、対外的に広く周知している営業時間のことをいう（曜日等によって本来の営業時間が異なる場合は、特定の曜日の営業時間を選択して算定に用いる）
時短営業の要請に応じて短縮された営業時間とは、上記本来の営業時間のうち、時短を要請する時間帯（20時より翌日5時）までの間において短縮した時間をいう

（※2）時短日数

四日市市内の施設については「20日」、四日市市以外の11市町内の施設については「13日」となる（要請期間中の新規開店を除く）

（※3）時短営業の要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数

申請にかかる映画配給会社が上映する予定であった映画のうち時短営業により上映できな

いこととなった回数のことをいう

(※4) 時短営業の期間中に本来上映する予定であった映画の回数

同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、スクリーン全体で上映する予定であった映画の回数のことをいう

Ⅱ 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）とします。

※要件確認用の簡易フローチャートも参考にしてください。

参考1

……P. 13

※一の施設について、大規模施設運営事業者と対象事業者の両要件ともに該当する場合は、どちらか一方の要項に基づき申請してください。

1 対象区域内の対象大規模施設内のテナント事業者、または、対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室に映画を配給する事業者（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。）であること。

2 令和3年5月6日（要請期間中に新規開店した場合は、開店日）時点で、対象事業者について、次の全てを満たすこと。

(1) 対象大規模施設内のテナント事業者、または、対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室に映画を配給する事業者。

(2) 飲食店以外の事業を営むものである。ただし、飲食店であってもテイクアウト専門店、キッチンカー（対象大規模施設との契約に基づき、継続的に事業を営むものに限る）等は対象となる可能性があります。

(3) 通常時から20時（映画館は21時）を越えて営業を行っていること（新規開店の場合は営業を行う予定であったこと）が対外的に広く周知されている対象事業者である。ただし、飲食店を含む対象大規模施設が、県が実施した飲食店に対する時短要請（令和3年4月26日～同年5月11日）に合わせて、時短営業を開始した場合は、この限りではありません。

3 時短要請の全ての期間（令和3年6月1日から同年6月20日（四日市市以外の11市町は6月13日まで）、対象大規模施設が三重県からの要請に全面的に協力した結果、対象事業者の営業時間が20時（映画館及び対象大規模施設が不特定多数に向けて集客する単発のイベント時は21時）までとなったこと。

※「全面的に協力」とは、上記要請期間中の全ての日（要請期間中に新規開店した場合は、新規開店日から6月20日（四日市市以外の11市町の施設は6月13日））において、営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。

※「営業時間の短縮」とは、20時（映画館及び対象大規模施設が不特定多数に向けて集客する

単発のイベント時は21時)より翌日5時まで営業を行わないことに協力いただくことをいいます。

なお、営業時間の短縮に替えて、終日休業していただく場合や、営業時間の短縮と休業を組み合わせて実施していただく場合も対象となります。

※対象事業者が入居している施設が対象大規模施設でない場合、協力金の申請要件を満たしませんのでご注意ください。

4 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じ店舗運営を行っていること。

※業種別ガイドラインはこちらを参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>

5 三重県飲食店時短要請協力金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、三重県観光事業者支援金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」のいずれかについて、期間を重複して受給した事業者でないこと。

6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

7 今回の時短要請協力金(令和3年6月1日~6月20日(四日市市以外の11市町は6月13日まで))に関する申請は1事業者につき、1回限りであること。

Ⅲ 申請手続き

■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

① 三重県庁のホームページからダウンロード

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00011.htm

② 郵送にて請求(申請書類送付先へ請求、令和3年7月19日(月)までの受付)

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください。
送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

■申請書類

下記の書類全てを準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

<申請に必要な書類> ※詳細は別表1を参照してください。 別表1 ……P. 10~12

1	三重県集客施設時短要請協力金（令和3年6月1日～令和3年6月20日）支給申請書兼請求書【第1号様式】	8	対象大規模施設との契約内容等が確認できる書類（写しでも可）（※）（★）
2	対象事業者情報記入シート【第1号様式別紙①または②】	9	要請に対する対象大規模施設の取組が確認できる書類（写しでも可）（※）
3	誓約書【第2号様式】	10	対象事業者の外観写真及び内観写真（カラー）（※）（★）
4	提出書類チェックシート（対象事業者用）	11	映画の上映回数を確認できる書類【 <u>該当者のみ</u> 】（写しでも可）（※）
5	対象事業者として営業していることが客観的に確認できる書類（写しでも可）（※）（★）	12	登記事項証明書（個人事業主の場合は本人確認書類）の写し（※）（★）
6	対象事業者の通常の営業時間が確認できる書類（写しでも可）（※）（★）	13	通帳の写し（※）
7	対象事業者が時短営業を実施したことが確認できる書類（写しでも可）（※）		

（※）A4サイズを下回る書類については、貼付台紙に貼り付けて提出してください。

（★）三重県集客施設時短要請協力金（令和3年5月9日～令和3年5月31日分）の支給申請書に添付した書類と内容に変更がなければ書類の提出を省略することも可能です（書類の提出を省略する場合は、提出書類チェックシートの「令和3年5月9日～5月31日分の申請をした方」の「変更なし」欄にチェックしてください。）。

（※）映画配給会社分を、映画館運営事業者が取りまとめて申請することも可能です。その場合は映画館運営事業者自身が申請する際の必要書類にあわせて、映画配給会社用の対象事業者情報記入シート【映画配給会社用・第1号様式別紙②】および委任状【参考様式】を追加して提出してください。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

1 申請受付期間

令和3年6月21日（月）から同年7月30日（金）まで（消印有効）

2 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。

※持参による申請は一切受け付けできませんので、予めご了承ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

＜宛先＞ 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※宛先については、事務局が用意する宛名用紙（P15 参考3）を切り取って活用いただけます。手書きで記入される場合は、「第2期分（6/1～6/20）申請書在中」と封筒に記載してください。

IV 協力金の支給までの流れ等

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、申請者（又は担当者）へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や、追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。

■通知

審査の結果、協力金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、支給又は不支給に関する通知を発送します。

■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

V その他

■公表について

時短要請にご協力いただいた対象事業者は、その店舗名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県集客施設時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-3184

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月13日（金）17時まで

別表1

申請に必要な書類

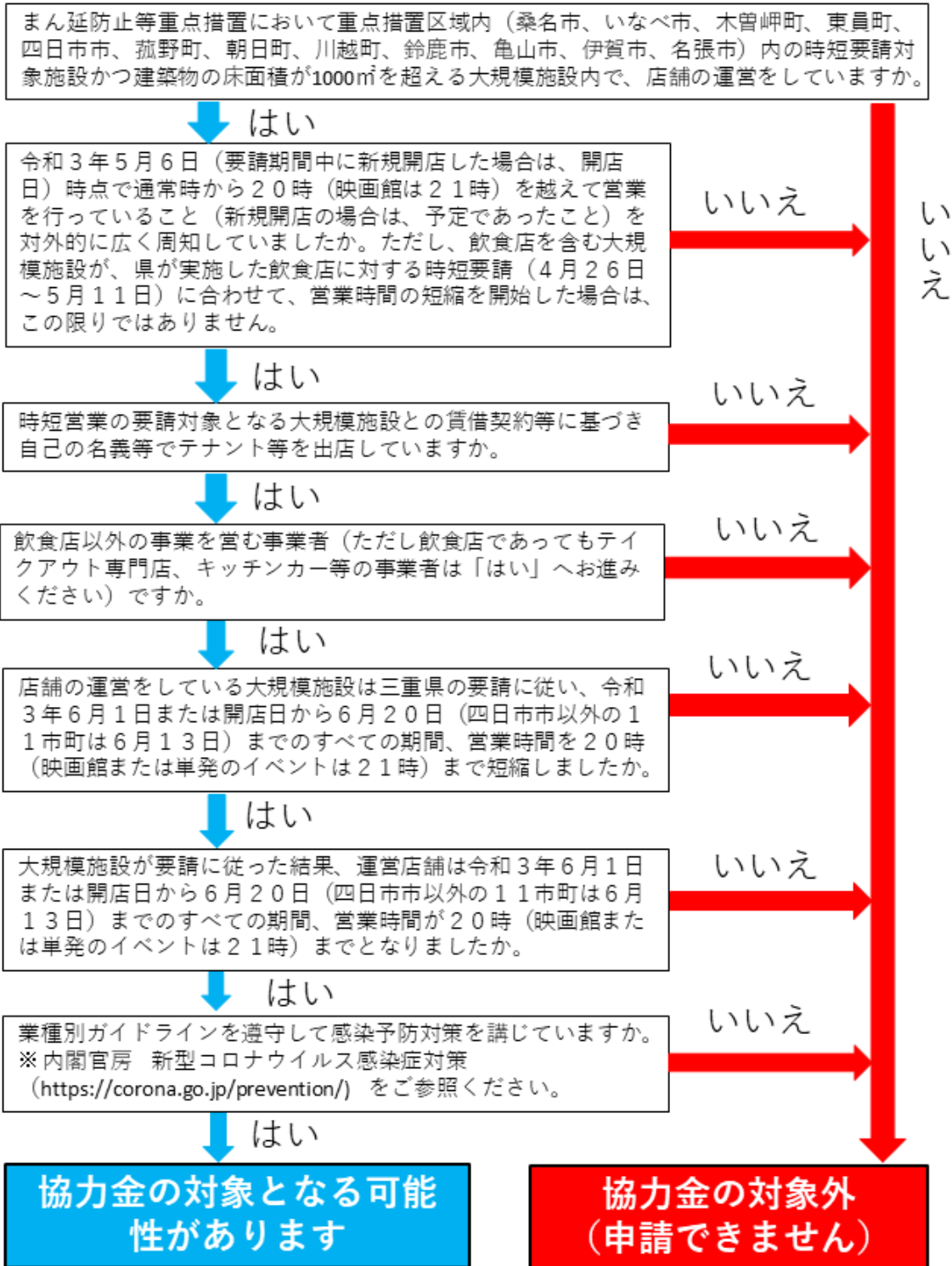
★三重県集客施設時短要請協力金（令和3年5月9日～令和3年5月31日分）の支給申請書に添付した書類と内容に変更がなければ書類の提出を省略することも可能です（書類の提出を省略する場合は、提出書類チェックシートの「令和3年5月9日～5月31日分の申請をした方」の「変更なし」欄にチェックしてください。）。

提出書類一覧		
申請様式	1	◆三重県集客施設時短要請協力金（令和3年6月1日～令和3年6月20日）支給申請書兼請求書 【第1号様式】
	2	◆対象事業者情報記入シート 【第1号様式別紙①または②】 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。
	3	◆誓約書 【第2号様式】 ※申請者が法人の場合は、記名押印（代表者印）または代表者本人が自署してください。 ※申請者が個人事業主の場合は、申請者本人が自署してください。
	4	◆提出書類チェックシート（対象事業者用） 全てのチェック（非該当の項目を除く）が入っていることを確認したチェックシートが必要です。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べ替えて提出してください。
店舗に関する添付書類	5	◆対象事業者として営業していることが客観的に確認できる書類（写しでも可）★ 〈貼付台紙1〉 ホームページを印刷したもの、フロアガイド等、客観的に営業していることがわかるものをいいます。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。
	6	◆対象事業者の通常の営業時間が確認できる書類（写しでも可）〈貼付台紙2〉★ 時短営業前から、通常の営業時間を対外的に広く周知しているものをいいます。 例）営業時間が記載された店舗のホームページの印刷 営業時間が記載された店舗のチラシ 映画配給会社は通常時のそれぞれのスクリーンの上映スケジュールのわかるパンフレット …等 ※要請期間中に新規開店の場合は、新規開店時に時短営業の要請がなければ営業する予定であった営業時間（対外的に広く周知しているものに限る）を示しているものをいいます。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。
	7	◆対象事業者が時短営業を実施したことが確認できる書類（写しでも可）〈貼付台紙3〉 時短営業を実施したことを対外的に広く周知したものをいいます。 例）三重県作成の貼紙

	<p>時短営業実施後の営業時間が記載された店舗のホームページの印刷 時短営業実施後の営業時間が記載された店舗のチラシ</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※写真の場合はカラーとし、貼り紙の内容が判別できるものを添付してください。</p>
8	<p>◆対象大規模施設との契約内容等が確認できる書類（写しでも可）〈貼付台紙4〉★ 賃貸借契約書の写し等</p> <p>以下の全てが確認できる必要があります。</p> <p>① 契約期間 ② 店舗面積 ③ 対象大規模施設との契約に基づき店舗運営を行っていること</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
9	<p>◆要請に対する対象大規模施設の取組が確認できる書類（写しでも可）〈貼付台紙5〉</p> <p>対象大規模施設の建築物の床面積が1000㎡を超えていることがわかる資料及び時短営業要請に応じたことがわかる資料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象大規模施設の建築物の床面積が確認できる書類（チラシ・パンフレット等） ・対象大規模施設が要請に応じたことが確認できる書類（三重県からの要請に応じる旨の記載がある通知文書等） <p>上記の2点で確認できない場合は、【別紙】対象大規模施設の状況説明書を提出してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
10	<p>◆対象事業者の外観写真及び内観写真（カラー）〈貼付台紙6〉★</p> <p>店舗全体（外観）及びサービス提供スペース（内観）が判別できるものが必要です。 ※令和3年5月9日以降に撮影したものを添付してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
11	<p>◆映画の上映回数を確認できる書類【該当者のみ】（写しでも可）〈貼付台紙7〉</p> <p>下記の2点について申請する全てのスクリーンごとに明示したパンフレットやスケジュール表等（又は任意の様式でも可）を提出してください。</p> <p>任意の様式で提出する場合は、A4サイズとして、左上に「映画の上映回数を記した書類」と記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時までの時短営業により上映できなくなった映画の回数（申請にかかる映画配給会社が上映する予定であった映画のうち時短営業により上映できないこととなった回数） ・時短営業の期間中、本来上映する予定であった映画の回数（同一のスクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、スクリーン全体で上映する予定であった映画の回数） <p>任意の様式記載例）Aスクリーン 6/1 本来上映する予定であった回数○回（うち上映できなくなった回数●回）</p>

参考1

三重県集客施設時短要請協力金（令和3年6月1日～6月20日）・要件確認用簡易フローチャート（テナント事業者等版）



※ 申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給します。
※ 簡易版の要件確認なので、申請の際は必ず「申請受付要項」をご確認ください。

※ 飲食店の事業を営む事業者は飲食店等を対象とした三重県時短要請協力金（まん延防止等重点措置適用後）の対象となる可能性があります。

協力を要請する施設(1,000㎡を超える施設)			
参考2	種類	施設例	要請内容
劇場等		劇場	
		観覧場	
		演芸場	
		映画館	
		プラネタリウム	
集会場等		集会場	
		公会堂	
		展示場	
		貸会議室	
		文化会館	
ホテル等		ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	
		旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
博物館等		博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮(イベントの場合は21時まで)(映画館については21時まで) ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底
		美術館	
		科学館	
		記念館	
		水族館	
		動物園	
		植物園	
運動施設及び遊技場		体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
		屋内・屋外水泳場	
		陸上競技場	
		野球場	
		ゴルフ場	
		ゴルフ練習場	
		屋内・屋外テニスコート	
		バレーボール練習場	
		柔剣道場	
		弓道場	
		ボウリング場	
		スケート場	
		スポーツクラブ	
		ホットヨガ、ヨガスタジオ	
		テーマパーク	
		遊園地	
		遊興施設 ※食品衛生法における飲食店営業許可・喫茶店営業の許可を受けていない店舗	
パチンコ店			
ゲームセンター			
個室ビデオ店			
性風俗店			
射的場			
勝馬投票券販売所			
場外車券売場			
ライブハウス			
アダルトショップ			
物品販売業を営む店舗 サービス業を営む店舗 ※生活必需物資・サービスを除く		ペットショップ(ペットフード売場を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮 ・入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底 ・入場整理等を行っている旨をホームページにおいて周知
		ペット美容室(トリミング)	
		宝石類や金銀の販売店	
		住宅展示場	
		古物商(質屋を除く)	
		金券ショップ	
		古本屋	
		おもちゃ屋、鉄道模型屋	
		囲碁・将棋盤店	
		DVD/ビデオショップ・レンタル	
		アウトドア用品、スポーツグッズ店	
		ゴルフショップ	
		土産物屋	
		旅行代理店(店舗)	
		アイドルグッズ専門店	
		ネイルサロン	
		まつ毛エクステンション	
		スーパー銭湯	
		サウナ	
		エステサロン	
		日焼けサロン	
		脱毛サロン	
		写真屋	
		フォトスタジオ	
		美術品販売	
		展望室	

<角形2号封筒用>

※<キリトリ>

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 行

<下記書類在中> ※該当項目にチェックをしてください

第1期分(5/9~5/31) 新規申請書

第1期分(5/9~5/31) 補正書類

第2期分(6/1~6/20) 新規申請書

第2期分(6/1~6/20) 補正書類

※<キリトリ>

<レターパック用>

※<キリトリ>

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県集客施設時短要請協力金事務局 行

※<キリトリ>

*キリトリ線で切り取ったものを封筒に貼り付けて提出してください。

*提出する書類の中身をチェックして提出してください。

(レターパックの際は、角形2号封筒用の記載内容を参考に、品名に提出書類を記入してください。)